

# 景気後退期の状況を勘案したLGDの推計に関して

## 「バーゼルIIの枠組文書における パラグラフ468のガイダンス」の概要

金融庁

日本銀行

2005年8月

# バーゼル委における自己資本比率規制の経緯と予定

1988年	現行規制(バーゼル I )を公表
1993年3月末*	バーゼル I を本格実施
1996年	市場リスク規制(追加導入)を公表
1998年3月末*	市場リスク規制実施
1998年	バーゼル II の議論を開始
2004年6月	バーゼル II 枠組文書を公表
2005年7月	バーゼル II 積み残し案件の取扱いを決定 (デフォルト時損失率<LGD>、トレーディング勘定等) 「バーゼル II の枠組文書におけるパラグラフ468のガイダンス」の公表 「トレーディング業務に対するバーゼルIIの適用およびダブルデフォルト効果の取扱い」の公表
2007年3月末*	バーゼル II 実施(標準的手法、FIRB:基礎的内部格付手法)
2008年3月末*	バーゼル II 完全実施(AIRB:先進的内部格付手法)

\* 日本における規制実施時期

# バーゼルⅡ 枠組文書(2004年6月)の記述

## ○ 内部格付手法(IRB)におけるLGDの自行推計に関する方針 (パラグラフ468)

- 銀行は、景気後退期の状況を勘案して、必要に応じて関連するリスクを把握することを目的として各与信ごとにLGDを推計しなくてはならない
- 信用損失が平均よりも相当大きい期間において、与信のLGDが(長期の)デフォルト加重平均値よりも大きくなる可能性を勘案しなければならない

➤ 

長期デフォルト加重平均 デフォルト時損失率
--------------------------

 $\leq$ 

LGD推計値 (景気後退期LGD)
----------------------

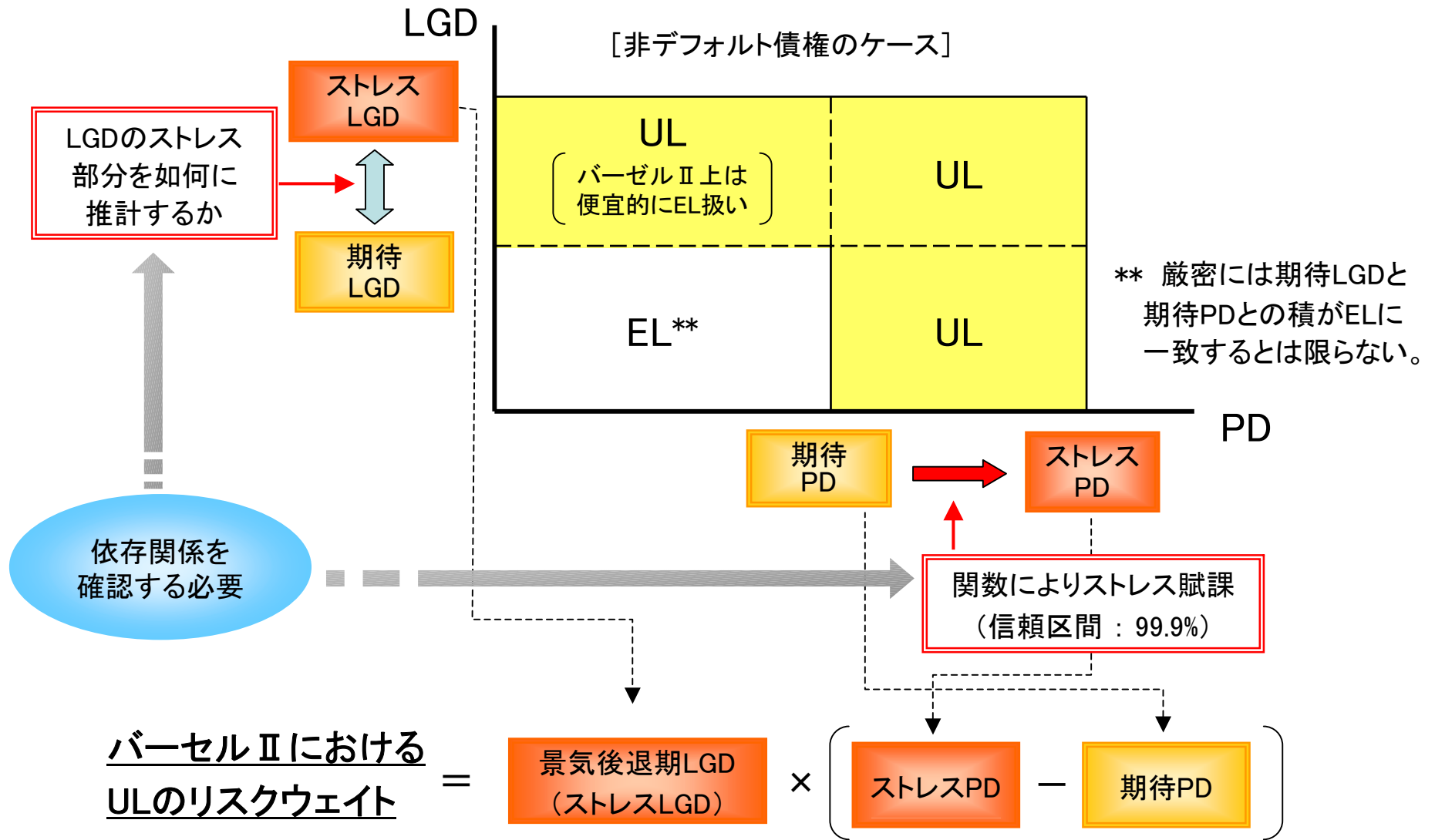
## 基本的な現状認識

- デフォルト率が高い時期の回収率が平均を下回る可能性がある
  - これを勘案すれば非期待損失(UL)はより大きくなる
- LGDのデータ制約が強い
- LGDの変動に伴うULの計測方法に業界内でのコンセンサスは殆どない

# 今回のガイドラインのスタンス、位置付け

- パラグラフ468を具体化するための「原則」を提示
  - 幅広いサウンド・プラクティスを許容
  - 更なる検討作業を促すために必要な柔軟性を確保
  - バーゼル委の期待を明示
  
- バーゼルⅡ 枠組文書パラグラフ468の明確化が目的
  - バーゼルⅡ 枠組文書の修正や新たなルールの導入を企図したものではない
  
- 今後の実務の発展を引続きモニタリング
  - その動向に応じて追加的なガイダンスを示す可能性も

# PD/LGDとEL/ULの関係\*



\* PDとはデフォルト確率、ELとは期待損失を指す。

# 景気後退期LGDの計測に係る原則

原則1：景気後退期の状況を勘案したLGD推計に関する原則  
(Ⅱ章)

(a) 「景気後退期の状況」を特定

(b) デフォルト率と回収率の負の依存関係を特定

(c) 依存関係を踏まえた景気後退期LGDを算出

原則2：回収キャッシュフローの割引に関する原則(Ⅲ章)

## 原則1-(a)：景気後退期の状況の特定

○ 銀行は、資産区分ごと、また原則として国ごとに、景気後退期の状況を特定

➤ 景気後退期は例えば以下の特徴

- GDP成長が負で失業率が高い時期
- デフォルト率が高い時期
- 担保価値がデフォルト率と回収率に影響を及ぼす  
エクスポージャーについては、担保価値のストレス時



## 原則1-(b)：負の依存関係の特定

○ デフォルト率と回収率の間に負の依存関係がある場合は、これを特定

➤ 負の依存関係は、例えば、以下の方法の一部ないし全てによって特定し得る

- 過去の景気循環を通じてのデフォルト率と回収率の統計的分析
- 担保価値と回収率との関係分析(デフォルトと担保価値の相関性が高いと思われる担保付エクスポージャーの場合)
- 回収率の基本要因の特定、および、それら基本要因とデフォルト率との関係の分析

## 原則1-(c)：依存関係を踏まえた景気後退期LGDの算出

- 原則1-(a)、1-(b)を踏まえ、例えば以下の方法により、景気後退期LGDを推計
  - デフォルト率と回収率の間に負の依存関係が特定された場合
    - ➡ 景気後退期の実現損失率の平均を利用して推計
    - ➡ リスク・ドライバーにストレスを賦課して推計
  - デフォルト率と回収率の間に負の依存関係が特定されなかった場合
    - ➡ LGDの変動リスクに対しての資本賦課はなし  
(景気後退期LGD=長期デフォルト加重平均LGD)

## 原則2：割引に関する原則

- LGDの推計にあたっては回収キャッシュフローの割引現在価値から回収率を算定。その際、「回収期間を通じてデフォルト資産を保有することに伴うコスト」を回収率に反映
- 当該コストには「適切なリスク・プレミアム」を含む
  - 分散しきれないリスクを反映
  - 回収に不確実性がない場合（現金担保などのケース）はリスク・プレミアムはない
- リスク・プレミアムの反映方法の例
  - ① 割引率に反映
  - ② 回収キャッシュフローを確実性等価キャッシュフローに置き換え
  - ③ 上記①、②の組み合わせ

## 監督上の検証のための情報の報告(IV章)

- 監督当局の求めに応じて左辺の推計値も提示できる体制を整える必要

長期デフォルト加重平均 デフォルト時損失率	$\leq$	LGD推計値 (景気後退期LGD)
--------------------------	--------	----------------------

- 但し、以下の2点を満たせば、当局は当該報告を要請しないこともあり得る
  - ① 前述の2原則の充足
  - ② 左辺の報告が現実的ではないことを銀行が証明

## 暫定的な代替措置及びストレス・テスト(V・VI章)

- LGDの推計についての2原則を満たせない場合、例外的に各国裁量により代替的措置を設けられる
  - 「当局が設定するLGD」がない資産区分についてのみ可能
  - 保守的
    - 原則を満たすための努力を促す
  - 暫定的
    - 原則を満たすための計画の策定と当局の承認が必要
- LGD推計とパラグラフ434、435で示されるストレス・テストとの関係を整理